

1. 知的財産重視

富士通は、新しい価値の創造につながる技術開発に努めています。そして、知的財産を適切に確保、利用することによって、技術の価値を高め、お客様へ満足度の高い商品・サービスを提供することを実現しています。同時に事業における競争優位の源泉ともなっています。

富士通は、知的財産が富士通の強い技術を支える重要な経営資産であるという認識のもと、事業活動のあらゆる場面で知的財産の確保と利用を図っています。

2. 知的財産戦略

(1) 目的

事業の競争優位性の確保

商品・サービスを他社と差別化することは、事業の優位性を確保するために極めて重要です。このため富士通では、研究開発から実用化に至るまでのあらゆる段階において、知的財産を積極的に確保し、より効果的に商品・サービスの差別化を図っています。

事業の自由度の確保

強い知的財産は、事業の自由度確保にも大きな役割を果たしています。技術の高度化・複雑化が進み、一つの商品・サービスに多くの技術が必要となり、事業を自由に展開するためには他社との技術提携や、クロス・ライセンスが重要な選択肢となっています。より良い条件で他社と提携し、事業の自由度を確保するため、強い知的財産の取得に取り組んでいます。

事業収益の確保

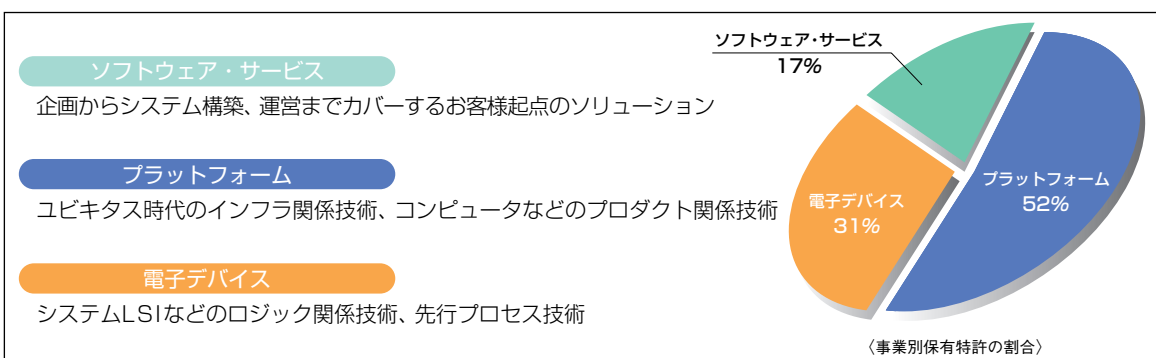
近年、他社への特許権のライセンスや譲渡による収入は、事業収益へ大きな影響をもっています。富士通では、事業戦略上、事業の独占よりも他社へのライセンスを通じて収益を得るべきと判断した技術、事業構造変革により事業を中止した技術に関連した知的財産について他社へのライセンスや譲渡などを行っています。

(2) 推進体制

コーポレート部門である法務・知的財産権本部が全社的な視点で知的財産戦略を企画・立案し、各事業部門の知的財産推進部門と連携を保ちながら事業展開に合わせて実践しています。

(3) 特許権

特許権は、技術を支える重要な知的財産です。事業分野毎に重点テーマを設定し、中長期的な視点に立った特許出願計画を立て、特許ポートフォリオの強化・構築に取り組んでいます。



① 保有特許の状況

2004年4月現在、全世界で約32,000件の特許権を保有しています。

② 「質」重視の特許出願

特許権の取得にあたっては、事業の競争優位を支えることのみならず、誰もが使用せざるを得ないような特許を取得すべく「質」の充実を図っています。

「質」の高い特許取得のために

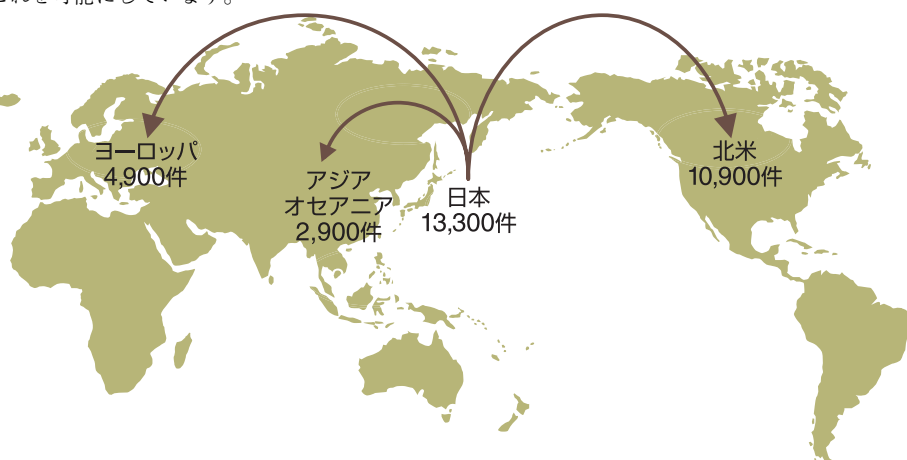
「質」の高い特許の取得には、他社の特許・技術の動向を踏まえた自社発明の客観的な評価が不可欠です。発明者と知財部門が一体となった評価体制を作ることで、これを可能にしています。

グローバルな特許ポートフォリオ

事業のグローバル化にともない、欧米のみならずアジアを含めた広い特許ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

標準化への取り組み

技術の標準化をリードするために、標準化機構で積極的な活動を行っています。特許の取得についても将来の標準化を視野に入れた活動を心掛けています。



〈グローバルにおける保有特許の状況〉

③ 他社特許の尊重

他社特許の侵害は、富士通自身の問題にとどまらず、お客様に直接多大なご迷惑をおかけすることになります。研究開発から実用化に至るまでのあらゆる段階で、他社特許の侵害回避のために最大限の努力を図っています。他方、第三者による富士通の権利への侵害に対しては適切な対応を取っております。

(4) 商標権

コーポレート・ブランドである **FUJITSU** については、お客様に信頼されるブランドとして育成すべく、そのブランド価値の維持・拡大に取り組んでいます。国内外の富士通グループ会社による使用ルールを明確にして統一的な使用を維持すると共に、グローバルな事業展開に支障をきたすことのないよう世界150を超える国々で登録し、その保護に努めています。

(5) 著作権

ソフトウェアについては、独自開発を基本原則に著作権の確保を図っています。他社との競争優位を支えるばかりでなく、品質の向上と納期の短縮にもつながり、お客様により良い商品・サービスを提供することを可能にしています。他方、他社ソフトウェアの使用にあたっては、社内に専門の審査部門を設置するなどの方法により、他社の権利を侵害することないよう留意しています。

3. 知的財産の活用事例

「質」の高い特許の取得を進めることが、今日、他社に対し権利行使などの強い姿勢で臨むことを可能にしています。その顕著な例として、富士通が他社に先駆けて開発したPDPやSAWフィルタに関連する特許は、ライセンスなどによる収入の確保に極めて大きく貢献したことがあげられます。